



解説

介護サービス計画(ケアプラン)は誰が作る

次の方法があります。

①介護支援専門員(ケアマネジャー)に依頼する

利用者や家族との話し合いを経て、介護サービス計画が作られます。計画完成後、サービス提供機関に連絡が入りサービスが開始されます。

②自分で作る

自分で計画を市町村などに届けたり、サービスの提供機関にサービスの提供を申し込む必要があります。

③利用計画をつくらない

サービス提供機関に、直接サービスの提供を申し込むことになります。この場合は代金は全額を支払い、あとから支給限度額の範囲で支払った額の9割の払い戻しを受けることになります。

※施設サービスを利用する場合は、施設で介護サービス計画が作られます。

解説

払うのは保険料だけじゃないの？

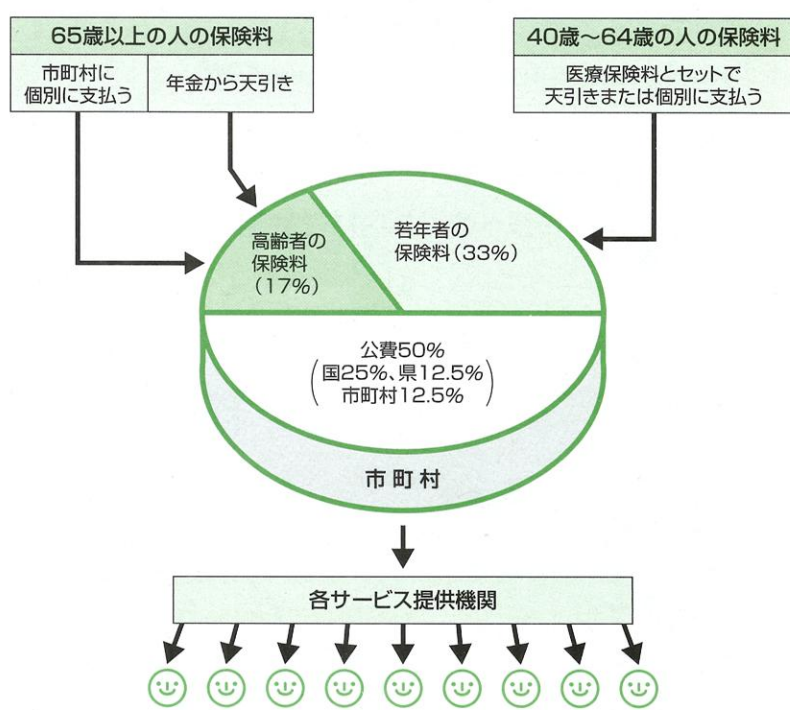
介護保険のサービスを利用した場合、利用者はかかった費用の1割を負担します。

ただし、介護保険で利用できる支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、1割負担に加えて、限度額を超えた金額を支払うことになります。

施設サービスを利用する場合は、費用の1割と食事代の一部を負担する必要があります。

制度を支える財源は、こうなっています

40歳以上の方が保険料を負担し、これに公費を加えて、介護を支えます。



さまざまなサービスに形を変えて、介護の必要な人へ。

特集1

介護保険がやってくる



●なぜ、介護保険？

介護を社会全体で支え、介護サービスを総合的・効果的に提供するためです。

◎今後、高齢化の進展に伴って介護が必要な高齢者が増え続けることが予想されています。今日、介護は老後の生活の最も大きな不安となっています。

◎現在は、医療、福祉の制度で介護サービスが個別に提供されているため、サービスが自由に選択できない、サービス利用に伴う負担に不公平が生じている、という指摘があります。

●何がどう変わるの？

主な点は、次のとおりです。

◎介護サービスを利用するためには、介護が必要な状態であることの認定を受ける必要があります。

◎どの介護サービスをどこから提供してもらうか、利用者自身が選ぶことができます。

◎保健・医療・福祉の分野の介護サービスを、一体的に利用できます。

◎40歳以上の人たちが保険料を出し合い、介護を支えます。

●実際にサービスを利用するには？

例えば、山田さんの場合

「介護が必要になり、困っています」

◆山田さんの話

「私(七五歳)を息子夫婦が介護しています。私は、トイレや入浴、着替えなどが一人ではできず、全面的な介護にたよっています。息子夫婦も疲れ切っているようですが、まわりの目を気にしてか、自分たちだけで介護を続けると言っています。どうしたらいいのでしょうか。」



注/40歳~64歳の方でも、老化にともなう病気によって介護が必要となった場合には、介護保険の適用を受けることができます。

要介護認定の申請をしましょう

◎病気になるば病院に行くように、介護が必要などきに介護サービスを利用するのは当たり前のことです。

◎介護が必要かどうかをみてもらうために、市町村の介護保険担当窓口へ申請しましょう。(「要介護認定」の申請)

◎在宅介護支援センター、特別養護老人ホームなどに申請を代行してもらうこともできます。

◎市町村職員または介護支援専門員(ケアマネジャー)が訪問調査に伺います。

◎併せて、市町村ではかかりつけの医師から意見書を取ります。



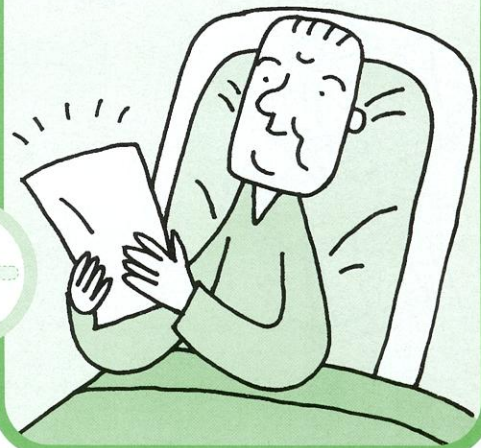
認定の結果がきます

◎申請の日から三日以内に、市町村から認定の結果が文書で通知されます。

◎要介護の認定を受けた場合は、在宅サービスあるいは施設サービスを利用することができます。

◎要支援の認定を受けた場合は、在宅サービスのみ利用できます。

◆山田さんは要介護度4に認定されました。山田さんは、以前から住み慣れた自宅での介護を希望していました。



在宅の介護サービス計画をつくりまします

◆山田さんはどのようなサービスを利用したらよいかを介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談することにしました。

次のような訪問介護を中心とした介護サービス計画(ケアプラン)が、山田さんのためにつくられました。

Table showing a weekly schedule of home care services (訪問介護) for Mr. Yamada, including morning and afternoon visits and a weekend rotation.

施設サービスを利用する場合

◎介護支援専門員の紹介などにより、自分の気に入った施設を選んで入所します。



介護サービスが利用できます

◎介護サービス計画(ケアプラン)にしたがって、サービスが利用できます。

◎費用の1割を利用者が負担し、サービス提供機関に支払います。

◆山田さんの感想  
「思いきって利用してよかったです。これで私も安心。」



お問い合わせ先  
熊本県高齢保健福祉課介護保険準備室  
☎096-383-1111  
(内線7105・7097・7106・7096)

知事室から



熊本県知事 福岡 譲二

季節の変わり目を迎え、衣替えをされた方も多いのではないのでしょうか。私も数年來夏の省エネスタイルにしている開襟シャツに衣替えをし、蒸し暑い熊本の夏を涼しく過ごしたいと思っています。さて、高齢化が進む中、老後も安心して生活できる地域社会を築いていくことが、ますます重要になってきています。来年四月に導入される介護保険制度は、介護を社会全体で支えていくというものです。高齢者の方々が生き生きと活躍できる長寿社会を実現するためにも、その円滑な導入に全力を挙げていきたいと考えています。高齢化をはじめ、経済構造の変化や環境問題など、私たちは今、大きな転換期にさしかかっています。こうした課題に果敢に取り組みことが、二十一世紀の新しい熊本づくりへの扉を開く鍵になると思っています。こうしたことから、新しい県の総合計画を来春をめどに策定することとしました。策定に当たっては、特に県民の皆様のお知恵やご意見を大切にしたいと思っています。各方面の方々に参加いただく総合計画委員会や地域懇話会の開催などに止まらず、機会をとらえ多くの皆様のお声を聞き取りたいと考えています。厳しい財政状況の中ですが、県民の皆様とともにつくり上げ、実現に向けてともに歩むことのできる計画にしたいと考えています。皆様のご協力をお願い申し上げます。

来年四月から介護保険制度が施行されます。今年十月からは介護や支援が必要かどうか、認定を受けるための申請の受け付けも、市町村で始まりまします。今回の特集では、そのあらましをお知らせします。

解説

要介護認定

介護保険のサービスを利用するには、保険者である市町村に、「介護又は支援が必要である」と認められる必要があります。これを要介護・要支援認定と言います。この認定のため、5~6名の専門家による介護認定審査会で、訪問調査の結果とかかりつけ医師の意見書をもとに、介護が必要かどうかなどが審査されます。介護又は支援が必要な度合いは6段階に分かれ、介護保険で利用できる介護サービスの支給限度額が異なります。

解説

介護支援専門員(ケアマネジャー)

利用者や家族の希望を聞きながら、サービスの利用計画を作り、適切なサービスへつなげるという役割を、本人に代わって行います。介護保険のサービスだけでなくボランティアや保険対象外のサービスも組み合わせ、利用者の自立を支援します。

